

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(土曜日は、
祭日を除く)
の
日
の
日
の
日

目 次

- ◆告 示 昭和四十二年五月臨時県議会で議決された昭和四十二年鳥取県一般会計補正予算
昭和四十二年三月鳥取県告示第二百二号の一部改正
土地改良区の清算人の退任
土地改良区の役員の住所変更
土地の用途廃止
- ◆正 誤 昭和四十二年七月鳥取県人事委員会規則第二十八号中訂正

告 示

鳥取県告示第四百六十六号

昭和四十二年五月臨時県議会で五月十七日議決された昭和四十二年鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十二年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和42年度鳥取県一般会計補正予算

昭和42年度鳥取県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,880千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,836,880千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	円	千円	円	
6 国庫支出金		8,319,348		2,565		8,321,913
	2 国庫補助金	4,755,969		2,565		4,756,534
10 繰入金		80,000		3,315		83,315
	1 繰入金	80,000		3,315		83,315
歳入	合計	24,831,000		5,880		24,836,880

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	円	千円	円	
4 衛生費		1,010,397		4,250		1,014,627
	1 公衆衛生費	498,065		4,250		502,295
6 農林水産業費		3,528,838		900		3,529,738
	1 農業費	1,320,030		900		1,320,930
8 土木費		5,433,215		750		5,433,965
	5 都市計画費	414,178		750		414,928
歳出	合計	24,831,000		5,880		24,836,880

鳥取県告示第四百六十七号

昭和四十二年三月鳥取県告示第二百二号(鶏等の移入を禁止する区域の

指定について)の一部を次のように改正する。
昭和四十二年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「岡山県 兵庫県 神奈川県 宮崎県 愛知県 静岡県 岐阜県 埼玉県
県 東京都 千葉県 茨城県 群馬県 山梨県 福岡県 秋田県 栃木県
鹿兒島県 青森県 長野県 福島県」を「岡山県 兵庫県 神奈川県 宮
崎県 愛知県 静岡県 岐阜県 埼玉県 東京都 千葉県 茨城県 群馬
県 山梨県 福岡県 秋田県 栃木県 鹿兒島県 青森県 長野県 福島
県 北海道 三重県」に改める。

鳥取県告示第四百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項におい
て準用する同法第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区から清
算人が退任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準
用する同法第十八条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

尾高土地改良区

退任した清算人の氏名及び住所

理事	後藤 績	西伯郡伯仙町大字尾高
"	船田 健	"
"	富田 晃	下郷

昭和四十二年六月五日清算終了により退任

鳥取県告示第四百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定
に基づき、次の土地改良区から役員住所に變更を生じた旨の届出があつ
たので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

久米ヶ原土地改良区

變更を生じた役員氏名及び住所

變更前

理事 谷口保清 倉吉市大谷一九六番次五

變更後

理事 谷口保清 " 一九六番地一四地

鳥取県告示第四百七十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年七月七日から用途廃止
した。

昭和四十二年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積	用途
鳥取市桂見字中帆城三八一	地先から三四七番地先まで	平方メートル 二八四・七二	道路敷
"	三四六番地先から三五〇番地先まで及 び三四七番三地先から三四七番次一 地先まで	一六三・二三	"
鳥取市岩吉字西金田一九四番	三地先	一七九・四〇	水路敷
東伯郡羽合町大字田後字狐塚二 三六番四地先から二九九番 三地先まで		一一一・二八	道路敷

正 誤

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（昭和四十二年七月鳥取県人事委員会規則第二十八号）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

三 上 九 公布の日から施行す 公布の日から施行する。